特記仕様書

１．工事件名　　世田谷区立砧南中学校体育館改修空気調和設備工事

２．工事場所　　世田谷区鎌田３－１３－２０（住居表示）

３．工事期間　　契約の日より　令和　９年３月１５日まで

（１）本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。
作業不能日数：　０日間

（２）上記（１）は、環境省が公表する「関東地方_東京_東京地点」におけるＷＢＧＴ値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去５年分（2020 年（令和２年）～2024 年（令和６年））について、本工事の工期に対応する期間（「世田谷区の休日に関する条例」第１条第１項に規定する休日及び夏季休暇（３日）を除く。）において、８時から 17 時の間にＷＢＧＴ値が 31 以上となった時間を算定し、日数に換算したもの５年分を平均したもの。

（３）気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する「関東地方_東京_東京地点」におけるＷＢＧＴ値が 31 以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が(1)の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長に関する協議を申し出ることができる。

４．工事概要　　空気調和設備工事
体育館のエアコン改修工事を行う。
・GHP 室外機１台、室内機５台
・対象機器・参考型番は【別紙３】機器表、【別紙４】参考図で参照すること。

【体育館】
・工期はＲ９年２月を想定しているが、主な施工日は土日祝日を想定している。詳細な工程は現地施設管理者と相談の上決定すること。
・GHP 機器は新設を想定している。
・契約完了後、別紙１に指定する箇所のアスベスト調査を行うこと。
・室外機の基礎およびフェンスを新設する。
・新設するＧＨＰのガス管は既存ＧＨＰガスメーターの２次側直近から分岐して持ってくること。

＜仮設＞
・屋内工事エリアは汚損しないようビニル等で養生を計画すること。
・揚重機を設置する場所、搬出入経路は地面を変形させないように養生すること。

＜施工＞
・原則既存のアンカーを再利用しない。
但し、引き抜き試験により安全を確認できた場合は再利用を可とする。
（１か所以上の抽出による試験とすること。）
・GHP の基礎およびフェンスはメンテナンススペースを考慮して設置すること。
・冷媒ラッキングはガルバニウム仕様とする。

５．備考

・本工事は、「世田谷区 営繕 工事における情報共有システム試行要領」を
・適用する。
・適用しない。
試行要領及び使用する情報共有システムについては、区 HP（ページ ID「 3906 」）より「工事施工中における工事情報共有システム機能要件（世田谷区版）」及び「世田谷区確認済情報システムリスト」を確認すること。

・ 工事検査（ 標準仕様書１．１．６．１）
工事検査に必要な資機材の準備や検査会場の確保など、受験に必要な用意を整えること。特に、工事書類の電子化に伴って必要となる資機材（ PC やディスプレイの台数等）は工事の規模などにより異なるので、事前に監 督員を通じて検査員と調整すること。

６．図面の作成および手続き

（１）契約締結後、工事範囲図および本仕様書をもとに監督員と打合せのうえ、下記の図面の作成を行う。着工は、監督員の図面承諾後とする。

配置図、平面図、施工図、各部詳細図、その他施工上必要な図面
国庫補助金申請に絡む壁芯図

なお、図面作成が完了した時点で、以下の書類を提出すること。

・図面の CAD データ　　１式
※CAD データの作成要領は９．(12) にある「CAD 図面仕様書」による
・工事製本図（二つ折焼付図）　　２部

（２）本工事において必要となる関係機関への届出は、受注者において行う。

７．適用範囲

（１）本仕様書とともに提供する平面図、立面図等図面は工事範囲を示す。

（２）工事は本特記仕様書および、東京都機械工事標準仕様書（令和８年４月）（以下、標準仕様書という。）による。ただし、仕様書中の「東京都」は「世田谷区」と読み替える。

なお、改修工事に限り、監督員が軽微な内容と判断した場合（以下、軽微な改修工事という。)、標準仕様書 1.1.1.2(3)、1.1.1.2(4)中の「書面の交付」を省略し、口頭のみの指示とする場合がある。省略した場合、受注者は指示内容を記録に残すこと。

また、軽微な改修工事では標準仕様書 1.1.2.4(1)を適用しない。

（３）本工事は、本仕様書に従い施工することとするが、本仕様書に明示されていない事項であっても工事の性質上当然必要なものについては監督員の指示に従い施工する。

（４）本仕様書の内容に疑義が生じた場合には、監督員と協議すること。

８．一般事項

（１）電灯・動力・用水は、既施設のものを使用（イ、可　ロ、不可）とする。また、区営住宅・指定管理者管理施設 等については、工事着手前に施設管理者等と電灯・動力・用水の利用について協議を行うこと。

（２）ａ　特殊な材料の工法

標準仕様書に記載されていない特殊な材料の工法は監督員の承諾を受けて当該製品の工法によることができる。

ｂ　同等品

使用材料の製造所及び製品は特記されたもの又は同等品以上のものとする。ただし、同等品以上のものを使用する場合は、監督員の承諾を受けなければならない。いずれの場合も使用する材料のサンプル等を監督員に提出すること。

（３）工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）の最新版による。ただし、要領中の「東京都」は、「世田谷区」と読み替える。また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。

イ、作成する。　　ロ、作成しない。

写真帳は、工事完了時に電子データまたは紙に出力したものを提出する。

なお、写真帳とは工事記録写真を工種、区分ごとに施工順序に従い系統だって整理し、必要に応じてキープラン、説明図を添付したものである。

また、完了時の提出図書としての写真帳の提出は、次による。

イ、（・電子データ(CD-R 等)、・ファイル綴じ（Ａ４サイズ）１部 ）を提出する。

ロ、提出しない。

（４）工事しゅん工図を下記により提出すること。

イ、CAD データ　１式　　ロ、焼付図（見開きＡ３）　１部

なお、CAD データの作成要領は９．(12）にある「CAD 図面仕様書」を参照とし、しゅん工図の作成にあたっては９．(12）にある「竣工図面作成要領」を参照すること。

（5）受注者は、

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号)、
「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号)」、
「建設副産物適正処理推進要綱（平成 14 年 5 月建設事務次官通達)」、
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号)」、
「建設工事等から生じる廃棄物の適正処理について（通知）（平成 23 年環境省)」、
「東京都建設リサイクルガイドライン（最新版東京都)」

に基づき、建設副産物の発生量の抑制、再利用、適正処理に努めること。

また、「特定建設作業実施届出の手引き（世田谷区環境保全課)」に基づき、適切に作業を行うこと。

（6）受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号)」に基づき、産業廃棄物管理表（以下「マニフェスト」という。）又は電子マニフェストを利用し、適正な運搬、処理を行う。

受注者が保管すべきマニフェストは、その写しを施工中いつでも監督員に提出できるようにする。

（7）受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。また、当該保険契約の証券の写し又はこれに代わるものを発注者に提出する。

法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

（8）室内に使用する接着剤、塗料等の塗布に当っては、使用方法や塗布量を十分に管理し、内装仕上げが完了した室内は常に換気に注意し、仕上げ材料等から初期に放散されるホルムアルデヒト等の揮発性物質を、室内に滞留させないようにする。

また、本工事において化学物質の濃度測定は行わない。

（9）木工事、木製建具工事、塗装工事、内装工事、ユニット及びその他工事における使用材料は、日本農林規格及び日本産業規格で定められた基準値Ｆ☆☆☆☆を基本とする。該当する材料がない場合は、Ｆ☆☆☆(旧 JAS 及び旧 JIS における Fc0,E0 のものを含む)を使用する。その際使用材料に関する製品安全データーシートを提出すること。

(10) 東京都建設グリーン調達制度に係る手続き

本工事で使用する資材については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号）（グリーン購入法）及び「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき策定された「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」により、環境負荷を低減できる材料の選定に努める。

また、受注者は環境物品等使用予定（実績）チェックリストを添付した「環境物品等使用状況報告書」を 2 部作成し、1 部を監督員に提出。1 部を自ら保管する。

(11) 世田谷区グリーン購入方針

「世田谷区グリーン購入方針」に基づき、環境に配慮した物品の購入に努めること。本工事において対象となる品目は下記のとおりとする。

対象品目　エアコンディショナー、温水器等、照明

受注者は、品目の調達が完了したときは、「建築工事等に係る重点品目の実績調査票（入力用)」を監督員に提出する。また、当該調査票の電子情報を格納した CD-R 等を、併せて監督員に提出する。

「建築工事等に係る重点品目の実績調査票（入力用)」については、区ホームページで最新版を参照する（トップページからページ番号「151909」で検索)。

9．工事全般

（1）契約後直ちに施設管理者、受注業者、監督員の三者にて安全管理及び工程計画の調整を含めた打合せを行い、全体工程表を提出する。工程計画にあたっては、例年の天候状況、長期予報を十分に考慮すること。

（2）施工にあたっては、現地を確認し、予定の工事内容を図面化の上、監督員の承諾を受け着手すること。(以下、承諾図という。)

承諾図のほかに、施工範囲・方法・仕様がわかる詳細図面を作成し、監督員の承諾を受けること。(以下、施工図という。)

（3）承諾図及び施工図作成後、速やかに施工計画書・工事工程表を監督員に提出し承諾を受けること。合わせて使用材料のカタログ、色見本、サンプル等を提出すること。

（4）本件工事は、受注者の責任施工とし、次の〇印の付いた工事については保証書を提出すること。(２部)

〇・空気調和設備工事

また、保証書は元請業者・施工業者・材料製造業者の三社連名とし、施工箇所を明示した図面を添付すること。

（5）本工事において給水設備工事を含む場合、給水装置の施工は、都指定給水装置工事業者によるものとする。ただし工事場所が都外の場合はこの限りでない。

（6）工事実績情報の登録

契約金額が 500 万円以上の工事は、工事実績情報システム（ｺﾘﾝｽﾞ）に基づく工事実績情報の登録を行う。登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、次に示す期間内に一般財団法人日本建設情報総合センター「JACIC」(ｼﾞｬｼｯｸ) に登録する。また登録後、JACIC の発行する「登録内容確認書」の写しを監督員に提出する。ただし、コリンズからの登録完了のお知らせのメールをもって省略することができる。また、期間には、行政機関の休日に関する法律第一条第一項に定める行政機関の休日は含まない。

ア　工事受注時　　契約締結後 10 日以内
イ　登録内容の変更時（契約金額のみの変更の場合を除く）
　　変更契約締結後 10 日以内
ウ　工事完了時　　工事完了後 10 日以内
【登録先】　JACIC のホームページ「コリンズ・テクリス」を参照すること。

（7）リサイクル計画及びリサイクル報告書の作成
受注者は、工事着手に当たって、リサイクル計画書を作成し、施工計画書に含めて監督員に提出する。また、受注者は、リサイクル実施状況等について必要書類を作成し、リサイクル報告書にとりまとめて監督員に報告する。

（8）「建設副産物情報交換システム」（以下「COBRIS」（ｺﾌﾞﾘｽ）という。）の登録・活用
契約金額が 100 万円以上の工事は、「COBRIS」への登録対象工事である。対象工事においては、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに COBRIS にデータの入力を行い、その都度「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を監督員に提出し、内容の確認を受ける。また、受注者は、COBRIS 若しくは国土交通省 HP に公表されている様式により「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を作成し、監督員に提出するとともにその内容を説明する。なお、建設発生土を搬出する場合は、再生資源利用促進計画書に「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」を含めるものとする。
（問合せ先）
一般財団法人 日本建設情報総合センター 建設副産物情報センター（カスタマーセンター）
所在地〒107-8416 東京都港区赤坂 7-10-20 アカサカセブンスアヴェニュービル２階
電話 03-3505-0416 FAX03-3505-0520
https://www.recycle.jacic.or.jp
E-mail recycle@jacic.or.jp

（9）アスベスト含有材の処理
石綿含有仕上塗材等の処理については別紙１「石綿含有建材の処理に係る特記仕様書」（令和５年９月世田谷区施設営繕担当部）に基づき適切に処理すること。

（10）個人情報について
別紙２「個人情報の取り扱いに関する特記事項」による。

（11）ユニバーサルデザイン
施工にあたっては、「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」および「世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例」の考え方に基づき、その適用に努める。

(12) 受注者提出書類

受注者提出書類様式、竣工図面作成要領、CAD 図面仕様書等は下記のホームページに登録されているので参照すること。

https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/002/006/d00151908.html

(13) 書類提出の際の留意点

書類（図面を含む）を電子データの形式で提出する場合は、ウイルスチェックを行いウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、チェック日等）を添付し、提出すること。また、用紙で提出する際、金属類を使用したファイルでの提出は認めないものとする。

工事費内訳

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
直接工事費				
機械設備工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
機械設備工事	1	式		
電気工事	1	式		
建築工事	1	式		
計				

機械設備工事　種目別内訳

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
空調設備工事	1	式		
計				

電気工事　種目別内訳

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
空調設備工事	1	式		
計				

名　称	数　量	単位	金　額	備　考
空調設備工事	1	式		
計				

機械設備工事　科目別内訳

空調設備工事

名　称	数　量	単位	金　額	備　考
空気調和設備　体育館	1	式		
計				

電気工事　科目別内訳

空調設備工事

名　称	数　量	単位	金　額	備　考
空気調和設備　体育館	1	式		
計				

空調設備工事

名　称	数　量	単位	金　額	備　考
空気調和設備　体育館	1	式		
計				

機械設備工事　中科目別内訳

空調設備工事

科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
空気調和設備　体育館	機器設備	1	式		
空気調和設備　体育館	配管設備	1	式		
空気調和設備　体育館	ガス工事	1	式		
空気調和設備　体育館	発生材処理	1	式		
空気調和設備　体育館	試運転調整	1	式		
計					

電気工事　中科目別内訳

空調設備工事

科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
空気調和設備　体育館	電気工事	1	式		
計					

空調設備工事

科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
空気調和設備　体育館	建築工事	1	式		
計					

空調設備工事		空気調和設備　体育館		機器設備		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
室外機GHP-1	GXUDP710GA 分岐管含む	1	台			
室内機GHP-1-1	FGXHP140 設置含む	5	台			
リモコン	BRC1G5 設置含む	5	個			
防球ガード	設置含む	5	台			
計						

空調設備工事		空気調和設備　体育館		配管設備		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
GHP-1						
冷媒用 断熱材被覆銅管	31.75外径(1 1/4B) ｶﾞｽ管 厚20㎜以上	18	m			
冷媒用 断熱材被覆銅管	19.05外径(　3/4B) 液管 厚10㎜以上	18	m			
冷媒用 断熱材被覆銅管	28.58外径(1 1/8B) ｶﾞｽ管 厚20㎜以上	78	m			
冷媒用 断熱材被覆銅管	15.88外径(　5/8B) 液管 厚10㎜以上	26	m			
冷媒用 断熱材被覆銅管	22.22外径(　7/8B) ｶﾞｽ管 厚20㎜以上	12	m			
冷媒用 断熱材被覆銅管	9.52外径(　3/8B) 液管 厚10㎜以上	24	m			
冷媒用 断熱材被覆銅管	15.88外径(　5/8B) ｶﾞｽ管 厚20㎜以上	28	m			
冷媒用 断熱材被覆銅管	12.7 外径(　1/2B) 液管 厚10㎜以上	48	m			
排水・結露防止層 付硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管	屋内一般　20A	18	m			
排水・硬質ﾎﾟﾘ 塩化ﾋﾞﾆﾙ管 (VP)	屋内一般　　25A	60	m			
排水・硬質ﾎﾟﾘ 塩化ﾋﾞﾆﾙ管 (VP)	屋内一般　　50A	3	m			
保温・ラッキング 工事		1	式			
計装工事	リモコン線、渡り配線	1	式			
配管支持・穴あけ	探査含む	1	式			

機械設備工事　細目別内訳

空調設備工事	空気調和設備　体育館			配管設備		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
試験等	耐圧試験、通水試験。真空引き、ガスチャージ 含む	1	式			
既存RDダクト	改修工事。配管切り回し	1	式			
計						

機械設備工事　細目別内訳

空調設備工事	空気調和設備　体育館			ガス工事		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
ガス工事	埋設工事含む	1	式			
計						

機械設備工事　細目別内訳

空調設備工事　空気調和設備　体育館　発生材処理

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
発生材処分	アスベスト含有材含む	1	式			
発生材運搬		1	式			
計						

機械設備工事　細目別内訳

空調設備工事　空気調和設備　体育館　試運転調整

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
試運転調整		1	式			
計						

電気工事　細目別内訳

空調設備工事　空気調和設備　体育館　電気工事

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
電気工事		1	式			
計						

建築工事　細目別内訳

空調設備工事　空気調和設備　体育館　建築工事

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
室外機置場	フェンス、コンクリート基礎	1	基			
計						

共通仮設費　明細

名　　称	摘　　要	数　　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
手すり先行外部枠組本足場 建地幅900(賃料・手間)	22m未満 １ヶ月未満	144	架㎡			
災害防止　養生シート（賃料・手間)	１ヶ月未満	144	架㎡			
仮設養生費	外部、内部 清掃含む	1	式			
工事情報共有システム		7	月			
計						

現場管理費　明細

名　　称	摘　　要	数　　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
設計業務	設計図、施工図、しゅん図、壁芯図作成含む	1	式			
計						

石綿含有建材の処理に係る特記仕様書

令和６年７月　世田谷区施設営繕担当部

【適用範囲】

(1) この特記仕様書（以下「本特記仕様書」という）は、石綿をその重量の 0.1%を超えて含有する石綿含有建材仕上塗材（下地調整塗材を含む）（以下、「石綿含有仕上塗材」という）等の石綿含有建材を使用する建築物の解体又は改修工事（以下「本工事」という）を行う場合に適用する。

(2) 本工事は「東京都建築工事標準仕様書（令和５年４月版）」（以下「標準仕様書」という。）および本特記仕様書による。

(3) 本工事は、設計図書に従い施工するが、設計図書に明示されていない事項でも工事の性質上当然必要なものは、監督員の指示に従い施工する。

(4) 特記仕様書の各項目の〇については、本工事において適用させるものであることを示す。

第１章　総則

第５節　石綿含有建材の調査

1.5.1　事前調査

(1) 本工事の対象である建築物その他の施設等において、石綿が含有していることが判明している建材等は、次による。

- 分析調査結果による。また、調査報告書を貸与する。ただし、区から調査報告書を提供された場合でも、必ず現場で確認し、必要に応じて分析調査を実施すること。
- 図面による。
- 〇 次による。
- 未調査

材料の種類	使用箇所		使用規模（㎡）	備考
	室名	部位等		
【石綿含有吹付材】				
【石綿含有保温材等】				
【石綿含有成形版】				
【その他】				
【石綿含有仕上塗材】	外壁			みなし

(2)ア　新築、改築、増築等の場合でも既存構造物に影響を与える場合は同様の調査を行う。これには外構工事における工作物等も含む。なお、事前調査を行うことができる石綿等に関する知識を有する者等とは以下の者である。

①建築物石綿含有建材調査者講習登録規定（平成 30 年 10 月 23 日　厚生労働省　国土交通省　環境省告示第１号　令和２年７月１日改正）に基づき厚生労働省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者（特定、一般）

②（一社）日本アスベスト調査診断協会に令和５年９月 30 日までに登録されたもの

ただし、戸建て住宅及び共同住宅の住戸部分の内部の事前調査に限っては、前記「登録規定」に基づく講習を修了した戸建て等石綿含有建材調査者も行うことができる。

また、事前調査の結果について、法令に基づき、石綿の使用の有無に関わらず、原則として「石綿事

前調査結果報告システム」により、労働基準監督署及び区環境保全課に報告する。また、報告した旨を示す資料（システム登録時の確認メール等）を監督員に提出すること。

イ　次の作業は事前調査の対象外とする。ただし、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は事前調査を行う。

(ｱ)　木材、金属、石、ガラス、畳、電球などの石綿が含まれていないことが明らかなものの工事で、切断等、除去または取り外し時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業

(ｲ)　工事対象に極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業

(ｳ)　現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業

(ｴ)　石綿が使用されていないことが確認されている特定の工作物の解体・改修の作業

ウ　「設計図書等による調査」とは、解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した日の調査、使用されている建築材料の種類の調査、使用されている建築材料のうち石綿が使用されている可能性があるものについて、石綿含有建材データベース等を使用した石綿の含有の有無の調査等をいう。

エ　「目視による調査」とは、解体等工事に係る建築物等において設計図書と異なる点がないか、建築材料に印字されている製品名や製品番号等を確認すること、特定建築材料に該当する可能性のある建築材料を特定すること等をいう。なお、当該建築物等の構造上、解体等工事に着手する前に目視することができない箇所があった場合、着手した後に目視が可能となった時点で調査を行うこと。

(3)　分析方法は、次による。

「建材中の石綿含有率の分析方法について」［平成 18 年 8 月 21 日付け基発第 0821002 号　（厚生労働省）（令和 3 年 12 月 22 日付け基発 1222 第 18 号により一部改正）参照］

- JIS　A　1481-1（定性分析）
- JIS　A　1481-2（定性分析）
- JIS　A　1481-3（定量分析）
- JIS　A　1481-4（定量分析）
- JIS　A　1481-5（定量分析）

「分析を行う者は、十分な経験及び必要な能力を有するもの」については、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（厚生労働省・環境省）の「調査を適切に行うために必要な知識を有する者」に関する記載を参考とする。また、試料採取に際して、飛散抑制剤等で対象材を湿潤化し石綿の飛散防止を徹底するとともに、採取後は石綿飛散防止剤（固化剤）を散布し、粉じんが飛散しないよう補修する。

第 29 章　石綿除去工事

第 1 節　一般事項

29.1.1　適用範囲

石綿含有建材はすべての種類の石綿及びそれらをその重量の 0.1%を超えて含有する物をいう。

石綿含有建材の種類は、石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材で「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策マニュアル」（環境局）による。当該マニュアルは東京都環境局のホームページに掲載されている最新版を参照すること。

なお、既に封じ込まれている吹付け石綿等も、石綿含有吹付け材と同様の扱いとする。

29.1.3　施工一般

(1) 受注者は、作業の届出に必要な書類等の関係官庁への提出について遅滞なく行う。
(2) 受注者は、「大気汚染防止法」に基づく届出（特定粉じん排出等作業実施届書）又は「東京都環境確保条例」に基づく届出（石綿飛散防止方法等計画届出書）に必要な資料を作成し、監督員に届出の記載内容の説明を行うとともに、提出に協力する。
(3) 受注者は、事前に「石綿障害予防規則」第４条に定められた事項を盛り込んだ施工計画書を作成、監督員に提出し、承諾を得た後に施工する。また、資格証明書及び工事経歴書の写しを施工計画書に添付する。その実施内容を監督員に報告する。
(4) 石綿処理に関する調査、作業等については、諸法令等の遵守に加え、「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策マニュアル」（東京都環境局）、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（厚労省・環境省）の最新版に準拠する。
(5) 関係法令、特記仕様書等で資格等を必要とされている作業関係者、確認者等について、監督員がその資格証等の提示を求めたときは、速やかに応じる。
(6) 「世田谷区建築物等の解体工事等の事前周知に関する指導要綱」第５条に基づく標識の設置、及び第６条に定められた近隣住民への説明を監督員との協議の上行う。
(7) 「世田谷区建築物等の解体工事等の事前周知に関する指導要綱」第８条に基づく届出を監督員と協議の上行う。

29.1.5　石綿粉じん濃度測定

(1) 石綿含有吹付け材及び石綿含有保温材等の除去工事を施工する場合は次による。　測定方法は、原則として「アスベストモニタリングマニュアル」（環境省）による。なお、測定機関は、「作業環境測定法」（昭和 50 年法律第 28 号）に基づき都道府県労働局に登録されている第三者の作業環境測定機関が行うものとし、施工計画書に記載する。

ア　環境確保条例施行規則第５９条により石綿の飛散状況の監視を行うため、次のとおり石綿粉じん濃度測定を行い、報告書を提出する。

(ｱ)　測定時期は、区画毎に作業前、作業中、作業後に各１回以上行い、作業中の期間が６日を超える場合は６日毎に１回以上行う。

(ｲ)　区画とは、一つの負圧隔離の範囲を一つの区画とし、負圧隔離を行わない作業の場合は、養生の範囲や工法・器具・作業員等の施工管理の観点から一連の作業とみなせる作業を行う範囲を一つの区画として扱う。なお、複数の区画で並行して作業する場合、重複期間に行った測定は各区画について測定したものとする。

(ｳ)　測定位置は、工事の場所の敷地の境界線のうち、集じん・排気装置の排出口に最も近い場所を含む建築物その他の施設の周辺四方向の場所とする。

イ　大気汚染防止法施行規則第１６条の４により集じん・排気装置が正常に稼働することを確認するため、次の場合に、石綿粉じん濃度測定を行い、報告書を提出する。

(ｱ)　測定時期は、次のとおりとする。

○　集じん・排気装置設置後の作業前、作業開始直後
○　集じん・排気装置移設後の作業前、作業開始直後
○　集じん・排気装置のフィルタ交換後の作業前、作業開始直後

(ｲ)　測定位置は、排気口のダクト内部とする。

ウ　施工区画の隔離状況等を把握するため、次の地点において、浮遊石綿濃度を測定し、報告書を提出する。

・　施工区画内
・　施工区画直近の外周（除去作業中の前室の入口、集じん・排気装置の排気口）

測定方法は、原則として「アスベストモニタリングマニュアル」（環境省）の最新版による。

エ　大気汚染防止法施行規則第１６条の４により除去作業後、隔離用シート撤去前に大気中への特定粉じんの排出等のおそれがないことを確認するため、次の場合に、石綿粉じん濃度測定を行い、報告書を提出する。

(ｱ)　測定時期は、作業前、隔離用シート撤去前とする。

(ｲ)　測定位置は、施工区画内とする。

(2) 石綿含有成形板及び石綿含有仕上塗材の除去工事を施工する場合は、次による。

○　目視による監視を実施する。

・　(1)ア による浮遊石綿濃度を測定し、報告書を提出する。

・　作業環境周辺の状況を把握するため、施工箇所において、浮遊石綿濃度を測定し、報告書を提出する。

・　----------

(3)　(1)又は(2)の浮遊石綿濃度を測定する場合の、測定時期、測定場所及び測定箇所数は次による。

・　図面による。

・　次の表による。

測定場所	測定時期（回）			測定箇所数（地点）	備考
	作業前	除去作業中	作業後		
敷地境界					
施工区画内		※1	※2		※１特に石綿濃度が高くなる恐れ等がある場合。 ※２作業後の測定は隔離用シート撤去前に行う。
施工区画直近の外周					
排気口のダクト内部					
・					

(4) その他、石綿粉じん濃度測定において、設定する条件は次による。

・　----------

第２節　共通事項

(1) 特定粉じん排出等作業完了の報告

特定粉じん排出等作業完了後、遅滞なく下記内容を記載、添付した報告書を監督員に提出する。作業が完了する時点と工事全体が完了する時点が異なる場合には、工事全体が完了する前であっても報告すること。報告書の写しを特定工事が終了した日から３年間保存すること。

ア　作業が完了した年月日

イ　作業の実施状況の概要

ウ　作業完了の確認を行った者の氏名

エ　上記確認を行った者が確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを明らかにする事項

オ　作業の実施状況を確認できる写真等

(2) 養生は、次による。

ア　内部の場合

(3)ア による。

イ　外部の場合

対象箇所の周囲を当該部分より高い位置まで、通気性のない防じんシート、パネル等で囲う。

(3) 隔離養生（負圧不要）は、次による。

ア　内部の場合

耐久性及び耐水性を有し通気性のないプラスチックシート等を用いて窓などの開口部に目張りをする。作業後効率的に石綿繊維を収集するため、また汚れ等の防止のため床や壁も隙間等ができないようにシートで覆う。

イ　外部の場合

建物側及び上下は耐久性及び耐水性を有し通気性のないプラスチックシート等を使用し、外周部は除去等のため設置した足場に通気性がないパネル（防音パネル等）や通気性のないシートを使用し隙間等ができないように周囲と隔離する。シートやパネル間の処理については目張りまでは求めない。

(4) 負圧隔離養生は、次による。

負圧に耐えられるよう、標準仕様書 29.3.1 による。作業場が外部の場合は、作業範囲を他の場所と隔離するよう上部も覆うこと。（上部は厚さ 0.08 ㎜以上１枚）

(5) 薬剤等による湿潤化（以下、「湿潤化」という。）は、次による。

ア　湿潤化の方法に指定が無い場合は、特定建築材料を湿潤な状態にできれば、湿潤剤以外にも水や剥離剤を含むものとする。なお、散水等による排水処理は標準仕様書 29.3.2 (3) による。

イ　使用する湿潤剤は、ホルムアルデヒド放散等級区分が F☆☆☆☆であり、VOC 混入割合も１％以下とする。

29.2.1　専門工事業者

「工事に相応した技術を有することを証明する資料」については、次の要件を全て満たすことができる技術を証明する資料をいう。

①　除去工事に際し、作業場に隣接する部分の空気１リットル中の繊維状粒子（石綿を含む）をおよそ 10 本以下とすることにより、汚染を制御する技術を持っている。

②　除去処理工事終了後に、作業場における空気１リットル中の繊維状粒子（石綿を含む）の本数をおよそ 10 本以下とすることにより、建築物利用者の安全を確保できる技術を持っている。

③　除去工事中の作業者は関連法令等に則り作業を行う等のほか、施工中に発生の恐れがある事故を想定して、その対策を講じることにより、安全を確保する技術を持っている。

また、施工実績等も含める。

なお、「吹付け石綿粉塵飛散防止処理技術」については、「建設技術審査証明事業」の取得に際して使用した資料も含める。

29.2.6　表示及び掲示

掲示板の大きさについては、A3 判以上とする。

「世田谷区建築物等の解体工事等の事前周知に関する指導要綱」に基づく標識の様式は同要綱第 5 条による。

事前調査等、法令に基づき実施する掲示については、法令等に定められた大きさとする。その他の表示や掲示については視認しやすい大きさとする。

29.2.8　保護具等

石綿処理に関わる監督員の保護具を処分する場合は、関係法令に従い適切に行う。

第３節　石綿含有吹付け材の除去

29.3.1　作業場の隔離等

隔離の方法等は、次による。

○　第２節 共通事項(4)負圧隔離養生 による。

・

イ　隔離シートの設置に当たっては、次による。

・　隔離シートの一部にクリアパネルを用いるなど、施工区画外から作業場内の状況を即時に確認できる構造とする。

・

オ　石綿の飛散を防ぐことのできるフィルタは、JIS Z 8122 に規定する超高性能微粒子フィルタによる。（HEPA フィルタ（High Efficiency Particulate Air Filter）及びこれに準じたものをいう。（以下「石綿飛散防止フィルタ」という。））

コ　隔離状況及び集じん・排気装置の稼働状況の確認は、次による。

・　気密性確認用のスモークマシンで発生させた疑似煙を作業場内に充満させ、隔離外部より漏洩等の異常がないことを目視で確認する。その後、集じん・排気装置を稼働させ、疑似煙が適切に排気されることを確認する。

・

29.3.2　工法

(1) 石綿含有吹付材の除去工法は、次による。

○　標準仕様書 29.3.2 による。

・

(2) 除去された石綿含有吹付材の飛散防止措置は、次による。

○　固形化する。

なお、固形化の方法等については､次の方法による。

「飛散性アスベスト廃棄物に関する収集･運搬の手引き～都の埋立処分場への搬入にあたって～」
（平成 18 年１月　東京都環境局）

「飛散性アスベスト廃棄物の処理の手引きー飛散性アスベスト廃棄物のセメント固化の方法ー」
（平成 17 年 12 月　東京都環境局）

・　湿潤化し、十分な強度を有する耐水性の材料で二重に梱包する。
（プラスチック製の袋を使用する場合、厚 0.15㎜ 以上）

29.3.3　除去した石綿含有吹付材等の保管、運搬及び処分

ウ　石綿含有吹付材等の処理は、次によるほか、「1.1.16(2)ウ、エ及び(4)イ」による。

○　標準仕様書 29.3.3 ウ(ｱ)　による。

・　標準仕様書 29.3.3 ウ(ｲ)　による。

・

29.3.4　確認及び後片付け

確認及び後片付けにおける監督員の立会いは、次による。

・

ア　除去完了の確認を行う石綿等に関する知識を有する者等とは、1.5.1(2)に示す事前調査を行うことができる者又は当該作業の石綿作業主任者とする。

第４節　石綿含有保温材等の除去

29.4.1　石綿含有保温材等の除去

除去方法等は次による。

- 標準仕様書 29.4.1 ア 及び 第２節 共通事項(4)負圧隔離養生 による。
- 標準仕様書 29.4.1 イ、ウ 及び 第２節 共通事項(3)隔離養生（負圧不要） による。
- グローブバッグ工法による。破砕して除去する場合であっても、「29.3.1 作業場の隔離等」は不要とする。
-

※ 「原形のまま、手ばらし」とは、石綿含有成形板等の接合・固定状態を、簡易な工具等で解除又はその位置において人力により破砕して現位置より除去することをいう。

※ グローブバッグ工法の作業方法は「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（厚労省・環境省）による。

(2) 石綿含有保温材等で覆われていない部分を切断して母材ごと取り外すことにより除去する場合の作業場の区画は、次による。

○ 大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業に該当しないため、標準仕様書 29.4.1 ウ は適用しない。

- 標準仕様書 29.4.1 ウ 及び 第２節 共通事項(2)養生 による。
-

29.4.4　確認及び後片付け

ア　除去完了の確認を行う石綿等に関する知識を有する者等とは、1.5.1(2)に示す事前調査を行うことができる者又は当該作業の石綿作業主任者とする。

確認及び後片付けは、29.4.4 及び「29.3.4 確認及び後片付け ウ及びカ」によるほか、作業場の区画を解くに当たり、以下を行う。ただし、石綿含有保温材等で覆われていない部分を切断して母材ごと取り外すことにより除去する場合で、大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業に該当しないとして作業場の区画をしない場合は、適用しない。

○ 床や壁、作業に使用した機器等に付着した粉じんを清掃する。

○ 事前に作業場内の空気中に浮遊している石綿を集じんする。

○ 養生等に用いたシートは、粉じん付着面を内側にして折りたたむ。

○ 石綿が付着しているおそれのある養生シート等は「石綿含有産業廃棄物」として取り扱う。

-

第５節　石綿含有成形板等の除去

29.5.1　石綿含有成形板等の除去

「原形のまま、手ばらし」とは、石綿含有成形板等の接合・固定状態を、簡易な工具等で解除又はその位置において人力により破砕して現位置より除去することをいう。

作業場の周辺の養生は「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策マニュアル」（東京都）に基づくほか、次による。

○ 第２節 共通事項(2)養生 による。

・　第２節 共通事項(3)隔離養生（負圧不要）　による。

・

29.5.2　工法

ア　手ばらしの場合も湿潤化した状態で作業を行う。湿潤化の方法は、次による。

・　粉じん飛散抑制剤等の散布

・　水噴霧による湿潤化

・　散水による湿潤化

やむを得ず破砕等をしなければならない場合に行う監督員との協議は、除去する特定建築材料や作業場の状況等について、そのまま建築物等から取り外すことが技術上著しく困難なとき又は建築物等を改造し、若しくは補修する作業の性質上適しないときとして以下の場合に行う。

(ｱ)　特定建築材料や固定具が劣化している場合

(ｲ)　特定建築材料の大きさ、重量、施工箇所等によって取り外しが物理的に困難な場合

(ｳ)　床や壁として使用されている特定建築材料の一部を除去する場合

また、やむを得ず切断、破砕等をしなければならない場合は、監督員と協議のうえ、常時湿潤化した状態、又は除じん性能を有する電動工具を使用して作業を行う。電動工具を使用する場合は、特に隔離養生から外部へ漏えいさせないように対策を講じること。

石綿含有けい酸カルシウム板第１種の除去にあって、やむを得ず破砕等をしなければならない場合は、湿潤化に加えて除去部分の周辺を事前に第２節 共通事項(3)隔離養生（負圧不要）　を行う。

29.5.3　除去した石綿含有成形板等の保管、運搬及び処分

ウ(ｱ) 石綿含有せっこうボードの処分は、次によるほか、「1.1.16(2)キ」による。

○　標準仕様書 29.5.3 ウ(ｱ) による。

・

(ｲ) 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板の処分は、次によるほか、「1.1.16(2)オ」による。

○　標準仕様書 29.5.3 ウ(ｲ)a による。

・　標準仕様書 29.5.3 ウ(ｲ)b による。

・

29.5.4　確認及び後片付け

ア　除去完了の確認を行う石綿等に関する知識を有する者等とは、1.5.1(2)に示す事前調査を行うことができる者又は当該作業の石綿作業主任者とする。

確認及び後片付けは、「29.3.4 確認及び後片付け　ウ及びカ」によるほか、作業場の区画を解くに当たり、以下を行う。

○　床や壁、作業に使用した機器等に付着した粉じんを清掃する。

○　事前に作業場内の空気中に浮遊している石綿を集じんする。

○　養生等に用いたシートは、粉じん付着面を内側にして折りたたむ。

○　石綿が付着しているおそれのある養生シート等は「石綿含有産業廃棄物」として取り扱う。

・

第６節　石綿含有仕上塗材の除去

29.6.1　石綿含有仕上塗材の除去

(1)　石綿含有仕上塗材の除去方法は次による。なお、吹付けパーライト及び吹付けバーミキュライトについては、従来どおり「吹付け石綿」に該当することから除去方法は標準仕様書「第３節　石綿含有吹付け材の除去」により行う。

○　除去は電動グラインダーその他の電動工具を使用する。【　　工法】

・　除去は電動グラインダーその他の電動工具を使用しない。【　　工法】

・

29.6.2　作業場の区画

(1)　高圧水洗工法、超音波ケレン工法等を用いる場合でも、作業場の状況に応じて湿潤化に加えて除去部分の周辺を事前に養生する。

(2)　電動グラインダーその他の電動工具を使用する場合は作業場の内外に関わらず、第 2 節 共通事項(3) 隔離養生（負圧不要）　とする。ただし、十分な集じん機能を有する集じん装置付きの工具を使用し、湿潤化及び隔離養生（負圧不要）と同等以上の粉じん飛散防止効果を有する工法の場合は、監督員との協議による。詳細は「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（厚労省・環境省）を参照する。

(3)　電動グラインダーその他電動工具を使用しない場合は作業場の内外に関わらず、第 2 節 共通事項(2) 養生 とする。

29.6.3　工法

(1) 水を使って除去する工法の場合は、未処理の廃水が流出・地下浸透しないようすべて回収し、回収した廃水は、凝集沈殿後に上澄み水をろ過処理する等により、適切に処理した上で放流すること。

　また、剥離剤を使用する工法で有機溶剤中毒予防規則（以下、「有機則」という）の適用を受ける場合には、「有機則」の作業主任者を選任すること。

(2) 集じん装置の扱いについては、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（厚労省・環境省）による。

29.6.4　除去した石綿含有仕上塗材の保管、運搬及び処分

汚泥として処理が必要な場合の対応は、次による。

・　「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」（環境省）による。

・

29.6.5　確認及び後片付け

確認及び後片付けは、「29.3.4 確認及び後片付け　ウ及びカ」によるほか、作業場の区画を解くに当たり、以下を行う。

○　関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。石綿等に関する知識を有する者等とは、1.5.1(2)に示す事前調査を行うことができる者又は当該作業の石綿作業主任者とする。

○　床や壁、作業に使用した機器等に付着した粉じんを清掃する。

○　事前に作業場内の空気中に浮遊している石綿を集じんする。

○　養生等に用いたシートは、粉じん付着面を内側にして折りたたむ。

○　石綿が付着しているおそれのある養生シート等は「石綿含有産業廃棄物」として取り扱う。

・

第７節　その他

29.7.1　封じ込め、囲い込みの作業

石綿含有建材の封じ込め又は囲い込み作業を行う場合は、次の方法により行う。

(1) 封じ込め又は囲い込み作業に当たっては、「建築基準法」告示で定める「封じ込め及び囲い込みの措置の基準」（平成 18 年９月 29 日 国土交通省告示第 1173 号）を遵守する。

(2) 封じ込めに用いる石綿飛散防止剤は、「建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件」（平成 12 年５月 31 日 建設省告示第 1446 号）第１第 20 号石綿飛散防止剤を満たした認定品を使用する。

(3) 封じ込め及び囲い込み作業に当たっては、作業実施前に既存の石綿含有建材の劣化損傷、建材下地との接着の状況等を確認し、必要に応じ石綿が飛散しないよう補修する。

(4) 封じ込め作業に当たっては、作業実施前に石綿飛散防止剤の接着性、浸透性等の性能を確認し、適切なものを使用する。囲い込み作業において石綿の飛散を防ぐために石綿飛散防止剤を使用するときも同様とする。

(5) 作業に際しては、作業場所の隔離、石綿飛散防止フィルタの付いた集じん・排気装置による排気等、石綿含有建材の除去作業に準じた作業を行う。フィルタの種類は、「29.3.1 作業場の隔離等 オ」による。

別紙２

個人情報の取り扱いに関する特記事項

（秘密保持義務）

１　受注者は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。

（書面主義の原則）

２　受注者は、本特記事項により通知、報告、提出等が求められている事項については、特段の定めがない限り、書面により行うものとする。

（管理体制等の通知）

３　受注者は、この契約の締結後直ちに、以下の文書を発注者に提出しなければならない。

（１）個人情報保護に関する社内規程又は基準

（２）以下の内容を含む従事者名簿

①　個人情報を取り扱う者の氏名、責任及び役割

②　個人情報を取り扱う業務において個人情報の授受に携わる者の氏名及び業務執行場所

③　緊急連絡先一覧

（３）個人情報を取り扱う業務に係る実施スケジュールを明記した文書

（再委託の禁止）

４　受注者は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の全部又は一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容を発注者に通知し、発注者の承諾を得なければならない。また、再受託者（委託先の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）にも、この契約を遵守させなければならない。

（目的外使用及び外部提供の禁止）

５　受注者は、個人情報を発注者の指示する目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

６　受注者は、個人情報の全部又は一部を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

７　発注者の許可を受けて複写又は複製したときは、業務の終了後直ちに当該複写物又は複製物を利用できないよう処分又は発注者へ提出しなければならない。

（安全管理措置の実施）

８　受注者は、個人情報を取り扱う業務において、発注者に提出した個人情報保護に関する社内規程又は基準を遵守しなければならない。

９　受注者は、従事者に対して、個人情報に関する教育及び緊急時対応のための訓練を計画的に実施しなければならない。

10　受注者は、個人情報の授受、保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、個人情報の漏えい、滅失、毀損等（以下「漏えい等」という。）の事故を防止しなければならない。

（委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却）

11　受注者は、業務が終了したときは、直ちに、業務に使用した個人情報の消去及び個人情報が記録された媒体の返却をしなければならない。

（業務の報告）

12　受注者は、発注者に対し、業務の状況を定期的に報告するものとする。ただし、必要があるときは、その都度報告するものとする。

（監査、施設への立入検査の受入れ）

13　受注者は、発注者が必要とする場合、監査又は検査を受け入れなければならない。なお、再受託者及び更に再委託が繰り返される場合も同様とする。

14　受注者は、発注者が必要とする場合は、業務執行場所へ発注者の職員の立入りを認めるものとする。

（個人情報の漏えい等の対応）

15　受注者は、個人情報の漏えい等が生じたとき、又は漏えい等が生じたおそれがあるときには直ちに発注者に対して通知するとともに、遅滞なくその状況について書面をもって発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

（契約解除及び損害賠償）

16　受注者が、個人情報の取扱いについて法令及び本特記事項に違反した場合、発注者は、この契約を解除することができる。ただし、債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、受注者が、個人情報の取扱いにつき法令及び本特記事項に違反したことにより、発注者に損害が生じた場合には、これを賠償するものとする。

別紙３

機器表（新設）

記号	名称	仕様	電気 φ	電気 V	電気 kW	台数	備考（参考型番）
ＧＨＰ-1	ガスヒートポンプエアコン	型　　式：　ガスエンジンヒートポンプ式	3	200	0.602	1	体育館横（GXUDP710GA）
	屋外機	能　　力：　冷房能力 71.0kW					
		暖房能力 83.0kW					
		付属品等：　分岐管、手元開放器、コンクリート基礎、フェンス					
ＧＨＰ-1-1	ガスヒートポンプエアコン	型　　式：　天吊露出形	1	200	0.182	5	体育館（FGXHP140）
	屋内機	能　　力：　冷房能力 14.0kW					
		暖房能力 16.0kW					
		付 属 品：ワイヤードリモコン（BRC1G5）、防球ガード結露防止型					
		防球ガード用遮蔽板、リモコン格納箱					

設計者		図面サイズ A1(NS) A3(NS)	設計 R06年 1月 9日 変更 年 月 日 年 月 日	発注者	世田谷区施設営繕担当部施設営繕第一課	工事件名	世田谷区立砧南中学校体育館改修空気調和設備工事	図面内容	空調設備機器表	図面番号 M-01

別紙４

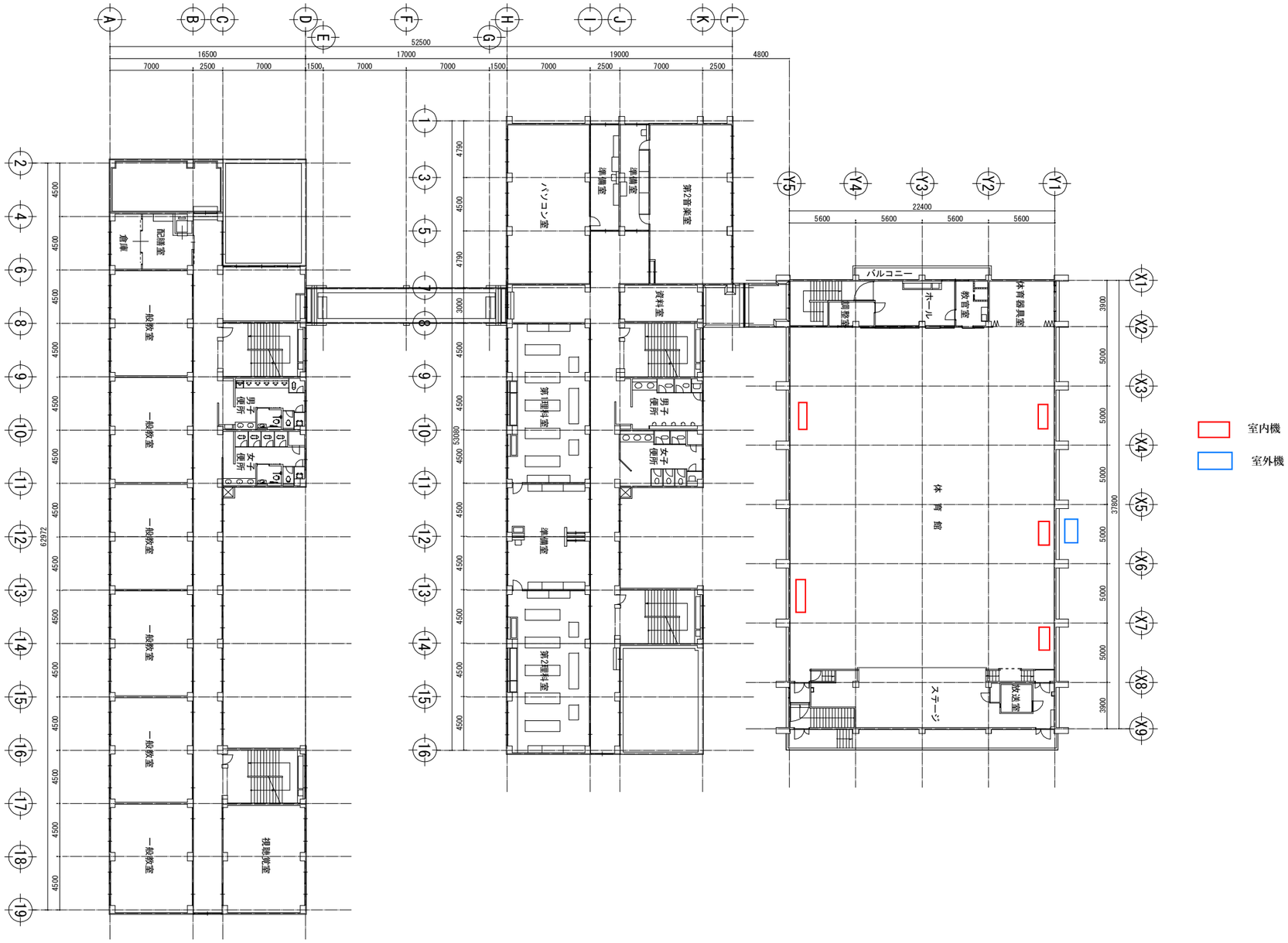

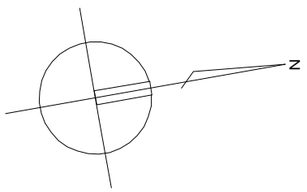

3階平面図　S=1/200

世田谷区 TEL (5342)1111 内線****	図面サイズ A1(A3)	作成 H25年 5月 1日		設計主任	****	工事件名	砧南中学校	図面内容	図面番号
	縮尺 1:200(1:400)	変更 年 月 日		設計担当	****			3階平面図	A-03
		年 月 日							